

## 香川県条例第28号

香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例  
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1~271 略</td> </tr> <tr> <td>272 大麻草採取栽培者 免許申請手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>273 大麻草採取栽培者 登録変更手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>274 大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">275~598 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	1~271 略				272 大麻草採取栽培者 免許申請手数料	略			273 大麻草採取栽培者 登録変更手数料	略			274 大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	略			275~598 略				<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>第1表 略</p> <p>第2表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1~271 略</td> </tr> <tr> <td>272 大麻取扱者免許申 請手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">6,700円</td> </tr> <tr> <td>273 大麻取扱者登録変 更手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">3,200円</td> </tr> <tr> <td>274 大麻取扱者免許証 再交付手数料</td> <td></td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">3,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">275~598 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	種別	区分	単位	金額	1~271 略				272 大麻取扱者免許申 請手数料		1件	6,700円	273 大麻取扱者登録変 更手数料		1件	3,200円	274 大麻取扱者免許証 再交付手数料		1件	3,200円	275~598 略			
種別	区分	単位	金額																																														
1~271 略																																																	
272 大麻草採取栽培者 免許申請手数料	略																																																
273 大麻草採取栽培者 登録変更手数料	略																																																
274 大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	略																																																
275~598 略																																																	
種別	区分	単位	金額																																														
1~271 略																																																	
272 大麻取扱者免許申 請手数料		1件	6,700円																																														
273 大麻取扱者登録変 更手数料		1件	3,200円																																														
274 大麻取扱者免許証 再交付手数料		1件	3,200円																																														
275~598 略																																																	

(住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務)  
第4条 略

別表第2 (第4条関係)

- (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和23年法律第124号) による同法第5条第1項の免許又は同法第6条第3項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2)~(16) 略

(都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務)  
第4条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例 (平成27年香川県条例第36号。以下「番号利用条例」という。) 別表第1の左欄に掲げる執行機関 (知事に限る。) が行う同表の右欄に掲げる事務のほか、別表第2のとおりとする。

別表第2 (第4条関係)

- (1) 大麻取締法 (昭和23年法律第124号) による同法第5条第1項の免許又は同法第10条第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (2)~(16) 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。